

大阪市役所本庁舎エレベーター内及び市民ロビーポスター

広告掲出事業者募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

大阪市役所本庁舎

(2) 所在地

大阪市北区中之島1丁目3番20号

(3) 開庁日時

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時

※ただし、閉庁日（大阪市の休日を定める条例（平成3年12月24日条例第42号）第1条に掲げる日）は除きます。

なお、後述物件番号Aの設置場所であるエレベーターの稼働状況については、「5 設置条件等(1カ)」のとおりであり、物件番号Bの設置場所は、午後5時30分で閉鎖します。

(4) 来庁者数等

職員数 約3,300人（令和7年4月現在）

来庁者数 約6,000人（1日当たり推定延べ人数。職員を含みます。）

※上記来庁者数は、常時あることを保証するものではありません。

(5) 施設の特徴

- ・OsakaMetro 御堂筋線及び京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車すぐ、京阪電車中之島線「大江橋」駅下車すぐの施設であり、利便性の高い庁舎です。
- ・大阪市役所本庁舎1階の市民ロビー及び正面玄関ホールでは、パネル展示や演奏会等、様々なイベントを開催しています。

2 募集内容

広告掲出者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」といいます。）を受けて、広告を掲出していただきます。

(1) 募集する広告の概要（詳細については別添資料「使用物件の概要」を参照）

物件番号	設置場所	掲出可能な広告媒体	掲出枠	左記全枠分※に対する最低使用料（月額・税抜） ※エレベーター内：16枠分 1階市民ロビー：8枠分
A	エレベーター内	B2版 縦ポスター （縦728mm×横515mm）	全8基、1基当たり2枠 計16枠 ※掲出する什器は 本市が設置	18,834円
B	1階市民ロビー	B2版 縦ポスター （縦728mm×横515mm） ※A4版縦チラシ配架可能なラック付き（詳細についてはイのとおり）	全4台、両面利用可 計8枠 ※掲出する什器は 本市が設置	

ア 広告掲出箇所付近に、広告掲出事業者の名称、連絡先及び次の内容を表記してください。
「広告に関する一切の責任は広告掲出者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」

イ 物件番号Bについては、両面にラックが付属しており、広告掲出事業者がチラシを配架することができます。ただし、チラシが折れ曲がらないような措置を行ってください。

〔ラック参考寸法〕 縦：約 195mm、横：約 485mm、厚み：約 30mm

ウ 物件番号Bに隣接する場所において、本市事業として障がい者就労施設で製作した製品を販売する「[大阪ハートフル商店街](#)」があり、パンやクッキー、雑貨などの販売を今後も継続的に行う予定です。

(2) 募集単位

物件番号A・Bを合わせた価格提案とします（物件番号A・B別々の募集ではありません。）。

(3) 使用許可期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

ア 使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に申出を行い、承認を得た上で、1年ごとの期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

イ 更新については、本市が設定した公募条件を変更しないことを前提として当初の使用許可開始日から通算5年（最長で令和13年3月31日まで）を超えることができないものとします。ただし、本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、許可の決定を取り消します。

ウ 使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

(4) 広告掲出使用料

本市が設定する最低使用料（月額・税抜）以上で価格提案のあった最高の価格をもって広告掲出使用料（以下「使用料」といいます。）とします。なお、広告掲出者を決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。

使用料は、別途発行する納入通知書の納入期限までに一括で前納しなければなりません。

なお、公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

(5) その他

広告掲出者の希望により、大阪市ホームページへの広告募集情報の掲載、事業者向け本市財政局発行「広告事業メールマガジン」への広告募集情報の配信が可能です。

なお、本市広告事業の紹介のため、これらに係る広告掲出者の費用負担はありません。

（参考）大阪市広告事業ご案内

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000082071.html>

3 掲出できない広告

大阪市役所本庁舎行政財産広告掲出要領第2条及び第3条に該当する広告は掲出できません。

4 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り、応募することができます。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事項に該当して

いないこと。

- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 本市が実施した事業者募集において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

5 設置条件等

(1) 使用上の制限等

許可期間中は、次のことを遵守してください。

- ア 本要項を遵守し、使用料等を本市が指定する期日までに確実に納付してください。
- イ 広告（物件番号Bに付属するラックに設置するチラシを含みます。）については、関係法令及び「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市役所本庁舎行政財産広告掲出要領」を遵守し、事前に本市の承認を得た上で掲出してください。
- ウ ポスター等の盗難、破損等事故による損害は、本市の責によることが明らかな場合を除いて、全て広告掲出事業者が負うこととなります。また、設置什器のトラブルや広告内容への問合せについては、広告掲出事業者において速やかに対応してください。
- エ 物件番号Bについては、イベント等の開催時に移動等が伴うことに了承ください。
- オ 広告の掲出及び撤去に関する作業は、原則として広告掲出事業者が行い、それに係る費用は広告掲出事業者の負担となります。ただし、協議の結果、本市が行うこともできることとします。
- カ 本件の対象となるエレベーターは8基あり、地下4階からP1（屋上）階を移動する4基（以下「西側EV」といいます。）と地下2階から8階を移動する4基（以下「東側EV」といいます。）が稼働しています。なお、西側EV、東側EVとも、次の参考のとおり停止します。

（参考）令和6年度 エレベーターの停止期間

- ・西側EVは、定期点検時のみ停止（閉庁日も稼働）。
- ・東側EVは、定期点検時に加え、閉庁日の終日及び開庁日の午後6時過ぎ（閉門後）から翌午前8時まで停止。

※今後も状況に応じて、停止期間を変更する場合があります。

- キ ポスター掲出枠については、空き枠がある場合、本市の行政情報ポスターを掲出することを了承ください。

(2) 広告掲出者の業務等

- ア 掲出する広告の募集
- イ 大阪市役所本庁舎広告掲出申込書（様式7）の提出（掲出日の14日前まで）
- ウ 広告の掲出及び撤去並びに維持管理
- エ 広告内容への問合せ及びトラブル対応
- オ その他、広告事業に伴う業務

6 応募手続

応募受付期間内に、応募に必要な書類を受付場所に直接持参又は郵送等により送付（以下「送付」といいます。）してください。なお、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。

送付の場合は、令和7年10月14日（火）午後5時までに必着するようにしてください。

応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(1) 応募受付期間

令和7年9月8日（月）から令和7年10月14日（火）まで
午前9時30分～正午、午後1時～午後5時
なお、閉庁日は受付を行いません。

(2) 応募受付及び送付場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎4階
総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）

(3) 応募に必要な書類

- ア 応募申込書（様式2）（本市所定様式）

- イ 誓約書（様式3）（本市所定様式 A4サイズ両面）
- ウ 〈法人〉印鑑証明書
〈個人〉印鑑登録証明書
- エ 〈法人〉法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）
〈個人〉住民票の写し

※ウ、エについては、発行後3か月以内のものに限ります。

※本市が応募の受付に際し取得する個人情報、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」により制限されています。

(4) 質問受付

本募集要項に関する質問については、質疑書（様式1）を次のアドレスに電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。

※メール提出された際は、送達確認のため7ページの間合せ先まで電話連絡してください。

ア 質問提出期限

令和7年9月26日（金）午後5時まで

イ 電子メール送信先

ba0006@city.osaka.lg.jp

※メール送信の際には、メール件名に「大阪市役所本庁舎広告掲出事業者募集_質問」と入力の上、送信してください。

ウ 質問への回答及び掲載場所

令和7年10月6日（月）午後5時までに本市ホームページへ掲載します。

掲載場所：[産業・ビジネス](#)>[公売・市有財産の売払・貸付・使用許可](#)>[広告募集](#)>[市・区庁舎、市民利用施設、公用車など](#)

(5) 応募に当たっての留意事項

ア 価格審査後の使用許可は、「6 応募手続(3)ア」に記入された名義以外では行いません。

イ 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。

ウ 応募申込の提出書類により応募資格要件の審査を行い、その結果を令和7年10月20日（月）にメールにてお知らせします。なお、資格要件が認められた申込者は、メールに添付の資格要件通知書を紙出力の上、「7 価格提案及び審査(5)」の価格提案書を投函する際に本市担当者に提出してください。送付により価格提案書を提出する場合は、価格提案書と資格要件通知書を同封して送付してください。

7 価格提案及び審査

(1) 価格提案の方法

価格提案書（様式5）は、次の(2)の価格提案日時に投函又は価格提案日の前開庁日（令和7年10月27日（月））午後5時までに必着で送付による提出も可能とします。なお、送付による場合は二重封筒を用い、表封筒及び内封筒に案件名称を明記するとともに、表封筒には「価格提案書在中」と記入してください。

(2) 価格提案及び審査の日時

価格提案日時 令和7年10月28日（火）

午前10時00分～午前10時30分

審査開始時間 価格提案書の投函締切後即時

※なお、送付による価格提案書提出分については投函締切後に本市職員により投函します。

※投函締切時刻より前に全ての価格提案書が投函された場合は審査開始時間を早める場合があります。

(3) 価格提案書の提出及び審査場所

【直接投函の場合】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎内 会議室（※）

※当日使用する会議室については、事前に応募申込者にお知らせします。

【送付による提出の場合の送付先】

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）

(4) 当日持参するもの

ア 資格要件通知書（「6 応募手続(5)ウ」）

※ 持参忘れの場合は価格提案を行うことはできません。

イ 委任状（様式4）（代理人により応募しようとする場合）

ウ 本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、旅券など）の原本（ただし、価格提案の際にくじを引くことになった場合のみ必要となります。）

(5) 価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を提出の上、価格提案書を投函してください。なお、押印について、価格提案者本人にあっては実印、代理人にあっては委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(6) 応募価格の表示

価格提案書の応募価格は、月額使用料（税抜）を記入してください。

(7) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(8) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切後、直ちに応募者立会いの下で行います。

イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格提案審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(9) 価格提案の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料を下回る価格によるもの

イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの

ウ 記名押印（実印又は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの

エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの

オ 応募者又はその代理人が2以上の価格提案したときは、その全部のもの

カ 応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの

キ 他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの

ク 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの

ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの

コ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの

サ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(10) 広告掲出予定事業者の決定

広告掲出予定事業者は本市が設定する最低使用料以上で、かつ最高金額をもって価格提案した者としてします。

なお、広告掲出予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(11) くじによる広告掲出予定事業者の決定

最高となるべき同価格の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより広告掲出予定事業者を決定します。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者に代わってくじを引き、広告掲出予定事業者を決定します。

(12) 審査結果の発表及び公表

広告掲出予定事業者を決定したときは、全応募者の「応募価格」及び「応募者名」の発表を行います。広告掲出予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に発表します。

なお、全応募者の「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は使用予定事業者のみ）」を記載した価格提案審査経過調書を作成し、本市ホームページ上で公表します。

(13) 価格提案審査の中止等

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8 広告掲出許可申請の手続

広告掲出予定事業者は、本市の指定する期日までに、応募申込書に記入した名義で「大阪市役所本庁舎広告掲出許可申請書」（様式6）を提出してください。

9 その他

- (1) 広告掲出許可の手続に関する一切の費用については、広告掲出事業者の負担とします。
- (2) 本募集に関する本市への提出書類（許可申請書類も含まれます。）については、一切返却しません。
- (3) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

募集に関する問合せ先：大阪市総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）
大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所本庁舎4階）
電話 (06) 6208-8444
F A X (06) 6229-1260
e-mail ba0006@city.osaka.lg.jp

<様式>

- 様式1・・・質疑書
- 様式2・・・応募申込書
- 様式3・・・誓約書
- 様式4・・・委任状
- 様式5・・・価格提案書
- 様式6・・・大阪市役所本庁舎広告掲出許可申請書
- 様式7・・・大阪市役所本庁舎広告掲出申込書